

第3類

## 保育内容・健康における教育内容の検討（4）

### 適正な授業構築に向けたシラバスの内容検討

山本章雄

*YAMAMOTO Akiyo*

「保育内容・健康」の授業を目的に則して効果的に実施するためには、その指針である「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を遵守しながら講義を進めること、また、学生の実態を充分に把握し授業を構築することが必須であるといえる。本研究では、山本<sup>1) 2) 3)</sup>の研究結果を踏まえ、具体的な授業カリキュラムを作成する際の礎となる「シラバス」の内容を適正に構築するため、各種指針の内容の整理、学生の実態確認および保育者養成短期大学に於いて公表されている「シラバス」の内容検討を行い、授業カリキュラムに関する基礎的な知見を得ることを目的とした。

その結果、「シラバス」に記載し授業内容の適正化を図るために取り扱うべき16の項目を抽出することができ、授業運用において留意すべき事項を3項目見出すことができた。

キーワード：保育内容「健康」、カリキュラム、シラバス、学生実態、比較検討

#### 1. はじめに

様々な保育者養成機関に於いて「保育内容・健康」をどのように教授するかを明示しているのは、当該機関の「シラバス」である。文部科学省が設置する中央教育審議会大学分科会では、この「シラバス」を「学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般的に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考図書、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。」と定義し

ている。また、その役割については「① 授業選択ガイドとしての機能 ② 担当教員と受講する学生との契約書としての機能 ③ 学習効果を高める文書としての機能 ④ 授業の雰囲気を伝える文書としての機能 ⑤ 授業全体をデザインする文書としての機能 ⑥ 学科・課程・コースのカリキュラム全体に一貫性を持たせる資料としての機能 ⑦ 授業の改善につなげる機能」の7項目を挙げており、「シラバス」の書式に関しては養成機関毎に統一した形式で公表することを求めている。また、「シラバス」はそれぞれの養成機関の認証評価を実施する際の「教育の質」を判断する基準にも位置づけられている。

山津<sup>4)</sup>は、2017年に実施された幼稚園教育要領等の改訂を受け新設が求められた領域「健康」に関する科目的「シラバス」に関して、国立教員養成大学5

0校を対象に調査を実施している。その内容は、一般社団法人保育教諭養成課程研究会が示している「幼児と健康」のモデルカリキュラムと各大学の「シラバス」を比較したものであり、結果はモデルが示す内容を充分に満たしていると評価することが出来る「シラバス」は極めて少なく、特に、文部科学省が重視している「幼児期運動指針」(義務教育就学前の幼児が最低限確保すべき身体活動量の基準を明示した指針：2012年幼児期運動指針策定委員会)を明記している「シラバス」が皆無であったことは問題であると「シラバス」の内容に関する課題を示唆している。

西村ら<sup>5)</sup>は、2017年に示された「教職課程コアカリキュラム」における「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」の関連性の観点より、「健康」に関する科目の「シラバス」の検討を行っている。その結果、領域「健康」の授業内容の策定に於いては、基礎的な知識、技能を踏まえ保育現場を想定した指導計画の作成や模擬保育実施の能力を受講生が身に付けることを目指すとともに、「健康」と関連する授業内容を含む「幼児保育」「子どもの健康と安全」などの科目、および保育内容5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の関係科目との関連性や連携を視野に、総合的な見地より授業展開することの重要性を見出している。

田中ら<sup>6)</sup>は、「学校教育施行規則」(1964年改正)および「幼稚園教育要領」(2019年改訂)に示された教育課程の方針、ねらいに足場を置きながら、関東6都県に所在する保育士、幼稚園教諭の養成を行っている機関160校の「健康」に関する科目の「シラバス」に関して分析を実施している。その概要是、幼稚園、保育園などの施設内部で取り扱う事項に関する授業内容は確認できるが、地域との関わり合いなど幅広い視点での教育内容が欠落している、また、防災対策など子どもたちを取り巻く最近の事象変化に対応した授業内容の適時性にも不充分な点があることを指摘したものである。

また渡辺ら<sup>7)</sup>は、我が国における大学改革の流れを基盤とした各大学の「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」と学習成果に基づく大学教育体系の実質化の観点より「シラバス」の時系列的な変化を検討し、授業内容や成績評価を丁寧に説明する記述内容は増加してきているが、授業の実施形態は依然として従来型の「講義」が多く、学生が主体的に取り組む「ディスカッション」等を取

り入れた双方向型の授業形態は増加していない実態を明らかにしている。

宮原<sup>8)</sup>は、大学教育において基幹となる科目の「シラバス」(「授業の概要」と「授業の到達目標」に特化)5年間(2016年～2020年)503科目について、定型化されていないテキストデータを一定のルールに従って整理するデータマイニングの手法を用いて時系列的に分析を行っている。その結果、科目が開講される年次が進むに従い「フィールドワーク」「プロデュース」といった言語の出現回数が増え、学生の主体性を求める傾向や多様性が進展していること、また、科目の対象学年が上がるほど専門性が高い用語の出現回数が増加する傾向を確認し、経年変化や履修学年の推移による「シラバス」の内容の違いについて指摘を行っている。

一方、筑波大学教学マネジメント室<sup>9)</sup>は、現場目線で「シラバス」をとらえ直すためアメリカにおける大学の「シラバス」について意見聴取を実施し、1科目当たり10ページにも及ぶ詳細な「シラバス」があること、障害を持つ学生への対応など人権への配慮に関する記載が必須であること、「シラバス」は事前に学生等に公開されず当該科目の第1回目の授業で初めて提示され、これを見て学生が履修の判断することなどを明らかにし、アメリカにおける「シラバス」は学生が履修科目を選択するための「科目カタログ的」な色彩が強いことを見出している。

門内ら<sup>10)</sup>は、大学教員の「教員業績評価」(教育・研究・サービス)の観点から「シラバス」の位置づけ、機能、評価について点検を行っている。その結果、①到達目標の記載においては抽象的な表現を避け、できる限り具体的な記述とする。②授業のねらい・方法は、平易な文章で講義全体のイメージが掴めるように記載する。③毎回の授業の概要においては、毎回の授業で使用するテキストの章や項を明示する。④成績評価方法では、レポートの分量や評価するポイントを明確にする。⑤学生への要望事項においては、毎回の授業のトピックをキーワードとして示し、新聞記事やデータベースを事前に読み込み自分の意見を整理しておくことを求めることを改善点として挙げている。また、「教員業績評価」に際しては、5項目の達成度を3段階評価することが適切であることも結論づけている。

このように「シラバス」に関する研究や調査は、多くの「シラバス」を収集し比較検討する手法、経年的に「シラバス」を収集し時系列で変化を比較する方法、

「シラバス」に出現する用語の頻度を比較し検討する方法論、また、外国における「シラバス」と比較検討する方法など多様な形で研究が行われているが、実際に授業を受講する学生の実態を調査し、これに対応した授業内容をどのように構築するかといった観点で「シラバス」の検討が行われている事例は見当たらぬ。

本研究では、授業内容の指針である「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に記載されている「保育内容・健康」の授業に於いて必要であるとされる教授内容の整理を行い、併せて、受講学生の「健康」に対する意識、考え方を調査した山本の研究<sup>1) 2) 3)</sup>を基礎資料とし、学生の実態に応じた授業内容を検討することにより、適正な「シラバス」構築に向けた知見を得ることを目的とした。

また、至適な「シラバス」作成において必要な内容に欠落している事柄がないかの検討を付加するため、保育者養成を行っている短期大学（4年制大学の短期大学部を含む）における「シラバス」の内容分析を行うことにより「シラバス」作成に関して多角的な見地より考察を進めることとした。

なお、今回の研究では「シラバス」に含めるべき授業内容に関しての検討を進めるため、対象とする「シラバス」の項目は「毎回の授業内容」のみに限定した。

## 2. 方 法

### I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項の整理

幼児教育者育成の観点より、授業の内容として取り入れ「シラバス」に記載すべき「健康」に関する事項を「幼児に対して教育すべき事項」および「幼児教育者として対応すべき事項」として整理するため、下記の3つの「要領」「指針」から「健康」に関する事項を網羅的に精査し、必要と考えられる項目の抽出を行った。

#### 1、「幼稚園教育要領」

（2018年・平成30年2月：文部科学省）

#### 2、「保育所保育指針」

（2018年・平成30年2月：厚生労働省）

#### 3、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

（2018年・平成30年3月：内閣府・文部科学省・厚生労働省）

なお、各「要領」「指針」で精査・抽出の対象とした部分は以下の通りである。

#### 1、「幼稚園教育要領」第2章

第2節・1、心身の健康に関する領域「健康」

#### 2、「保育所保育指針」第2章

① 乳児保育に関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

② 1歳以上3歳未満児の保育と関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」

③ 3歳児以上児の保育に関するねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」

#### 「保育所保育指針」第3章

① 健康および安全

#### 3、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第2章

① 第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 2、各視点に示す事項（1）身体発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

② 第3節 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらいおよび内容 2、各領域に示す事項（1）心身の健康に関する領域「健康」

③ 第4節 満3歳以上の園児の教育及び包囲圏に関するねらい及び内容 2、各領域に示す事項（1）心身の健康に関する領域「健康」

#### 「幼保連携型認定こども園教育・保育指針」第3章 健康および安全

### II、学生の「健康」に対する意識、考え方に関する整理

「保育内容・健康」を受講している学生の「健康」に対する様々な意識、考え方を確認し、この現状に合わせ授業において取り扱うことが必要であると考えられる内容を整理するため、山本の研究<sup>1) 2) 3)</sup>の「まとめ」において「学生の意識が強く向かれている」「学生の意識が希薄である」などの傾向が見出されている事項を抽出し、「シラバス」作成に関与すると考えられる項目の整理を行った。

### III、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」内容についての分析・整理

「保育内容・健康」の授業「シラバス」作成において、内容として取り入れることが必要であると考えられる事項に追加すべき事柄がないかの検討を加えるため、保育者の養成を行っている短期大学の「シラバス」を収集し、以下のような分析と整理を行った。

1, 調査対象 近畿地区に所在する保育者養成を行っている短期大学（4年制大学の短期大学部を含む）34校のうち、「シラバス」がインターネットを介して収集できた27校。

2, 調査項目 「シラバス」に記載されている授業回（15回）ごとに「授業計画・内容」として記載されていた400項目。但し、一般的な手続き事項である「ガイダンス」「まとめ」等として記載された項目（5項目）は対象より除外した。

3, 内容整理 調査対象短期大学の「シラバス」より、授業回ごとに記載されている「授業計画・内容」を抽出して列挙し、本稿の3. 結果 I、に記載の「幼児に対して教育すべき事項」（18箇条）および「幼児教育者として対応すべき事項」（12箇条）との照合を行い、各箇条と内容が合致する「授業計画・内容」の出現回数をカウントし合計数を示した。また、いずれの箇条にも属さない「授業計画・内容」は別途「その他」として内容の整理を行い、これを列記しその出現回数を示した。

### 3. 結 果

I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項の整理

3つの「要領」「指針」を整理する作業においては、「要領」や「指針」から抽出された事項で文章表現・意味内容が同じである部分を「要領」「指針」間で表現を整え統合を行い、同一事項として列記をした。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満3歳以上）の領域「健康」において「内容」として示されている事項。

- 1) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- 2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- 3) 進んで戸外で遊ぶ。
- 4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- 5) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- 6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- 7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- 8) 幼稚園（保育所・幼保連携型認定子ども園）における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- 9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- 10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満3歳以上）の領域「健康」において「内容の取り扱い」として示されている事項

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児（子ども・園児）が教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようすること。
- 2) 様々な遊びの中で、幼児（子ども・園児）が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようになること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調節すること。
- 3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児（子ども・園児）の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児（子ども・園児）の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- 4) 健康な心とからだを育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、

幼児（子ども・園児）の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

- 5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児（子ども・園児）の自立心を育て、幼児（子ども・園児）が他の幼児（子ども・園児）と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
- 6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満1歳以上満3歳未満）の領域「健康」等において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭）等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- 2) 食事や午睡、遊びと休息など、保育所（幼保連携型子ども園）における生活のリズムが形成される。
- 3) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- 4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- 5) 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しづつ身に付く。
- 6) 保育士（保育教諭）等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- 7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満1歳以上満3歳未満）の領域「健康」等において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるもので

あることを踏まえ、子ども（園児）の気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようすること。

- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子ども（園児）への対応については、嘱託医（学校医）等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- 3) 排泄習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しづつ慣れさせるようにすること。
- 4) 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子ども（園児）が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うこと。

「保育所保育指針」（乳児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（乳児期）の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭等）の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活する。
- 2) 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- 3) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しづつ慣れ、食べることを楽しむ。
- 4) 一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- 5) おむつ交換や衣服の着脱などを通して、清潔になることの心地よさを感じる。

「保育所保育指針」（乳児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（乳児期）の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容の取り扱い」として示されている

## 事項

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自らが体を動かそうとする意欲が育つようすること。
- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようになるとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようすること。なお、食物アレルギーのある子ども（園児）への対応については、嘱託医等（学校医等）の指示や協力の下に適切に対応すること。

「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の第3章「健康及び安全」に示されている事項。

### 1. 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (1) 子ども（園児）の心身の状態に応じて保育するために、子ども（園児）の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
- (2) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に子ども（園児）の状況を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医（学校医）と相談するなど適切な対応を図ること。
- (3) 子ども（園児）の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係団体と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通報し、適切な対応を図ること。

### 2. 健康増進

- (1) 子ども（園児）の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子ども（園児）の健康の保持及び増進に努めてゆくこと。
- (2) 子ども（園児）の心身の健康状態や疾病等の

把握のために、嘱託医（学校医）等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子ども（園児）の状態を理解し、日常生活に活用出来るようにすること。

### 3. 疾病等への対応

- (1) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子ども（園児）の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医（学校医）や子ども（園児）のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。
- (2) 感染症やその他の疾病発生予防に努め、その発生の疑いがある場合は、必要に応じて嘱託医（学校医）、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し予防についての協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。
- (3) アレルギー疾患を有する子ども（園児）の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。
- (4) 子ども（園児）の疾病等の事態に備え、医務室を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

### 4. 食育の推進

- (1) 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- (2) 子ども（園児）が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べるとの楽しみ、食事を楽しみ合う子ども（園児）に成長してゆくことを期待するものであること。
- (3) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
- (4) 自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つよう、子ども（園児）と調理員等との関わり

や、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

- (5) 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取り組みが進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- (6) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども（園児）など、一人一人の子ども（園児）の心身の状態等に応じ、嘱託医（学校医）、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

#### 5. 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。
- (2) 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども（園児）及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。
- (3) 保育中の事故防止のために、子ども（園児）の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (4) 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動、水遊び、食事中の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子ども（園児）の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- (5) 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子ども（園児）の精神保健面における対応に留意すること。

#### 6. 防災への備え

- (1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- (2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

- (3) 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- (4) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。
- (5) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子ども（園児）の引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引き渡し方法等について確認をしておくこと。
- (6) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- (7) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行う工夫をすること。

以上の手続きにより抽出、整理された「健康」に関する事項（全37項目）「健康及び安全」に関する事項（全24項目）を、意味内容を吟味することにより簡易化、箇条化し、以下の「幼児に対して教育すべき事項」（18箇条）、「幼児教育者として対応すべき事項」（12箇条）にまとめた。

##### ◎ 「幼児に対して教育すべき事項」

- 1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
- 2, 先生や友達との触れ合い
- 3, 遊びの中での十分な体の動き
- 4, お座り、はいはいなど自分からの動き
- 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ
- 6, 食べることを楽しみ興味を持つ
- 7, 自分で食べることができる
- 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め
- 9, 自主的な生活のリズムづくり
- 10, 睡眠・午睡・休息などのリズム形成
- 11, 衣服の着脱が行える
- 12, 排便への慣れ、自分での排泄
- 13, 身の回りの清潔と心地よさ
- 14, 自分達の生活の場を整える
- 15, 見通しを持って行動する
- 16, 病気の予防など必要な活動を行う
- 17, 危険な場所、危険な遊びを知る
- 18, 防災時の対応など安全について知る

## ◎ 「幼児教育者として対応すべき事項」

- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応
- 3, 虐待の疑い等への対応
- 4, 健康増進計画・健康診断の立案
- 5, 感染症の予防・発生時の対応
- 6, アレルギー疾患への対応
- 7, 医務室、救急用品の常備と管理
- 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定
- 9, 施設の環境整備と衛生管理
- 10, 事故防止対策および発生時の対応策
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携

## II、学生の「健康」に対する意識に関する整理

山本の研究結果<sup>1) 2) 3)</sup>において「学生の意識が強く向けられている」「学生の意識が希薄である」などの傾向が見出されている事項を、各研究の「まとめ」より以下のように抽出した。

### 「保育内容・健康における教育内容の検討」(1) より

- ① 学生の問題意識は「健康」を維持増進するための3大要素「食事」「運動」「睡眠」に多く向けられているが、「心の育み」「危機管理」等に対しての問題意識は希薄である。
- ② 幼児教育者として「食育」の目標設定、環境整備、計画策定への対応が必要であることを強く感じている。

### 「保育内容・健康における教育内容の検討」(2) より

- ① 学生の「幼児の健康に関する問題意識」は、「心の育み」「危機管理」等の項目においては希薄であり、これも前回の研究と同様の結果であった。
- ② 学生の「虐待」に対する問題意識が強くなっている、その「対処意識」(どのような方向・状態に導くべきと考えているか)においても「要領」等に定める対処方法と同じ内容を持ち合わせていた。
- ③ 学生が問題意識を持った項目に於ける「対処意識」(どのような方向・状態に導くべきと考えているか)については、約20%の項目で「要領」等とおむね一致する対処の方向性を持っているが、他の項目においては、知識や情報を持っていないことが明らかになった。

- ④ 学生の「対処意識」と「要領」等に定められた対処方法とを比較し、学生の知識、理解が不十分であることが明らかとなった側面は、具体性、計画性、目標明確化、個人差配慮、子どもの意欲喚起、子どもの心に対する思いやり等であった。
- ⑤ 学生の問題意識が高い事項ほど、「要領」等に示された「幼児に対して教育すべき方向性」「幼児教育者として対応すべき方向性」と学生の対処意識の方向性の一致度が高い傾向があった。

### 「保育内容・健康における教育内容の検討」(3) より

- ① 学生の「健康観」は「生理的健康（生命的視点）」（病気でない心身の状態）と「生活的健康（生活的視点）」（生活を適正に行うことにより培われる力）をベースとしているが、「生存的健康観（人生的視点）」（環境保全行動を目指す態度）までには及んでいないことが明らかとなった。
- ② 「自己健康評価」において「健康である」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康（生命的視点）」をベースとしており、心身に特に問題がない場合、自分を「健康である」と評価している。
- ③ 「自己健康評価」において「健康でない」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康（生命的視点）」と同時に「生活的健康（生活的視点）」をベースにしており、基準が複数となり「健康でない」とする厳しい評価をしている。
- ④ 「自己健康評価」において「どちらでもない」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康（生命的視点）」より「生活的健康（生活的視点）」を重視する傾向にあり、正しい生活のあり方を優先した判断を基準としたため、評価が難しくなり「どちらでもない」と回答している。

## III、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目的「シラバス」内容についての分析・整理

調査対象短期大学(27大学)の「シラバス」より、授業回ごとに記載されている「授業計画・内容」(400項目)を抽出して列挙し、本稿の3. 結果 I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授

業の内容として必要な事項の整理に記載の「幼児に対して教育すべき事項」(18箇条)および「幼児教育者として対応すべき事項」(12箇条)との照合を行い、各箇条と内容が合致する「授業計画・内容」の出現回数を、表1および表2として示した。

また、いずれの箇条にも属さない「授業計画・内容」の趣旨を吟味し「その他」として内容を8項目にまとめ、その出現回数を、表3に示した。

表1、表2、表3でカウントされた項目の総数は、合計430項目となり抽出項目400を超えており、これは一部の「授業計画・内容」表記に複数の内容が示されているものがあるため、これを重複カウントしたためである。

表1 教育すべき事項のシラバス出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	愛情豊かな受容の中で安定感を持ち生活する	8 (4. 2%)	
2,	先生や友達との触れ合い	3 (1. 6%)	
3,	遊びの中での十分な体の動き	6 7 (35. 4%)	
4,	お座り、はいはいなど自分からの動き	1 (0. 5%)	
5,	戸外で自然と親しみ遊ぶ	7 ( 3. 7%)	
6,	食べることを楽しみ興味を持つ	7 ( 3. 7%)	
7,	自分で食べることができる	2 (1. 1%)	
8,	個人差に応じた授乳・離乳の進め	0 (0. 0%)	
9,	自主的な生活のリズムづくり	3 7 (19. 6%)	
10,	睡眠・午睡・休息などのリズム形成	5 (2. 6%)	
11,	衣服の着脱が行える	5 (2. 6%)	
12,	排便への慣れ、自分での排泄	6 (3. 2%)	
13,	身の回りの清潔と心地よさ	6 (3. 2%)	
14,	自分達の生活の場を整える	3 (1. 6%)	
15,	見通しを持って行動する	1 (0. 5%)	
16,	病気の予防など必要な活動を行う	4 (2. 2%)	
17,	危険な場所、危険な遊びを知る	2 4 (12. 7%)	
18,	防災時の対応など安全について知る	3 (1. 6%)	
合 計		1 8 9 (100. 0%)	

#### 4. 考 察

結果で示された内容を基に「シラバス」に反映させることが適切であると考えられる事柄を、本論の研究方法の順序に沿って考察すると以下のようになる。

I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・

健康」授業の内容として必要な事項として整理された箇条の「シラバス」への反映について

表2 対応すべき事項のシラバス出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	幼児の定期的・継続的な健康の把握	3 2 (23. 4%)	
2,	疾病・体調不良・傷害への対応	1 0 (7. 3%)	
3,	虐待の疑い等への対応	0 (0. 0%)	
4,	健康増進計画・健康診断の立案	3 4 (24. 8%)	
5,	感染症の予防・発生時の対応	5 (3. 6%)	
6,	アレルギー疾患への対応	1 (0. 7%)	
7,	医務室、救急用品の常備と管理	2 (1. 6%)	
8,	食育の目標設定・環境整備と計画策定	1 4 (10. 2%)	
9,	施設の環境整備と衛生管理	1 4 (10. 2%)	
10,	事故防止対策および発生時の対応策	2 3 (16. 8%)	
11,	防災に向けての施設・備品・計画整備	1 (0. 7%)	
12,	避難訓練における保護者・地域との連携	1 (0. 7%)	
合 計		1 3 7 (100. 0%)	

表3 その他シラバスに記載された事項の出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	領域「健康」の解説に関する内容	3 4 (32. 7%)	
2,	乳幼児の体力・運動に関する内容	3 0 (28. 8%)	
3,	乳幼児の健康の現代的課題について	1 0 ( 9. 6%)	
4,	身体の構造や発達に関する内容	8 ( 7. 8%)	
5,	「健康」の定義等に関する内容	7 ( 6. 7%)	
6,	幼小連携に関する内容	7 ( 6. 7%)	
7,	模擬保育等に関する内容	6 ( 5. 8%)	
8,	情報処理機器の活用に関する内容	2 ( 1. 9%)	
合 計		1 0 4 (100. 0%)	

「幼児に対して教育すべき事項」として整理された18箇条をみると1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する 2, 先生や友達との触れ合い は、先生や仲間たちとの関係性を醸成する内容であると理解できる。また、3, 遊びの中での十分な体の動き 4, お座りはいはいなど自分からの動き 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ の3箇条は、身体能力の向上をめざし体育遊び等を積極的に活動として取り入れることを求める内容と考えることが可能である。6, 食べることを楽しみ興味を持つ 7, 自分で食べができる 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め は、食事に関する箇条

であり、その能力の育成と適正な習慣化を内容としたものである。一方、9、自主的な生活のリズムづくり 10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成 11、衣服の着脱が行える 12、排便への慣れ自分での排泄は、基本的な生活習慣の獲得を促す内容であるとまとめることが可能である。13、身の回りの清潔と心地よさ 14、自分達の生活の場を整える 15、見通しを持って行動するは、子どもたちが自分の置かれている状況や環境に意識を向け、先見性を持ちながら生活環境の適正化を進めていくことを求めている箇条であると理解できる。また、16、病気の予防など必要な活動を行う 17、危険な場所、危険な遊びを知る 18、防災時の対応など安全について知るは、子どもたちが自らの病気を含めた心身の安全管理、防災対応などの知識を獲得することを求める箇条であると考えることができる。

「幼児教育者として対応すべき事項」として整理された12箇条をみると、1、幼児の定期的・継続的な健康の把握 2、疾病・体調不良・傷害への対応 4、健康増進計画・健康診断の立案 5、感染症の予防・発生時の対応 6、アレルギー疾患への対応 7、医務室、救急用品の常備と管理 の6箇条が、子どもたちの健康管理に関する内容となっており、8、食育の目標設定・環境整備と計画設定 は、食事の提供を適正に行い食事について学ぼせることを、9、施設の環境整備と衛生管理 は、施設の適正な環境管理といった内容を示すものとなっており、幼児教育者にこうした事項における対応能力を求めているものと考えることができる。また、3、虐待の疑い等への対応 では、今日的な問題である虐待への適正な対処能力が保育者に求められている事項と理解できる。一方、10、事故防止対策および発生時の対応策 11、防災に向けての施設・備品・計画整備 12、避難訓練における保護者・地域との連携 では、安全管理の対策や施策が示されており、地域と連携を取った組織だった対応力の必要性が挙げられているものと考えられる。

以上のように「要領」「指針」において求められている合計30箇条を精査すると、「シラバス」に反映し授業の内容として教授すべきであると考えられる事項を、以下の11項目にまとめることができると考えられる。

- 1) 先生や友達との人間関係の醸成
- 2) 体育あそびの積極的な実施による運動能力育成
- 3) 食事の能力獲得と適切な習慣化
- 4) 基本的な生活習慣、生活リズムの獲得
- 5) 生活環境を適正に整える能力の獲得
- 6) 安全教育および防災教育による意識涵養
- 7) 子どもたちの健康管理対策の推進
- 8) 適正な食事と食育の実施
- 9) 施設等の適切な環境整備と衛生管理の実施
- 10) 虐待の疑い等への対処の徹底
- 11) 地域と連携した安全管理、防災対策の実施

## II、学生の「健康」に対する意識に関する整理において示された事項の「シラバス」への反映について

学生が幼児教育における「健康」に関して意識している特徴や傾向は11項目示されたが、「シラバス」に記載し教育カリキュラムに反映させるべき内容として必要となるのは「学生の意識が希薄である」として取り扱われた項目、「対処意識が不十分である」として取り扱われた項目、および「健康観をどのように保持しているか」において教育に関与する特質であると思慮される項目であると判断でき、こうした項目に焦点を当て考察を進めることとする。

「学生の意識が希薄である」と判断された項目は、子どもたちの「心の育み」および「危機管理」に関してであり、複雑化、スピード化、機械化が進展する現代社会においては、弱者であるこども達の心の健康をいかに育んでいくかが重大な問題となっており、「心の育み」はこうした現状を勘案すると「シラバス」への反映が必須の事柄になると考えることができる。また、「危機管理」に関しても社会問題と位置づけられており、安全管理、虐待防止として「シラバス」へ反映することが求められていると考えることができる。

一方、「対処意識が不十分である」として判断された項目の内容をみると、学生の意識の向け方が希薄であると位置づけられた項目における、学生達の知識や情報の少なさが明らかとなっており、こうした項目を「シラバス」においても明確に記載し、知識や情報を積極的に提供することにより、内容を充実させて取り扱うことが重要であることが示されたと言える。また、内容の充実を具体的に推進するためには、学生が各事項において、その具体性、計画性、目標明確化、個人差配慮、子どもの意欲喚起、子どもの心に対する思いやり等の情報や知識を持ち合わせていないことが明らかになっており、「シラバス」においてはこうした内容の取り扱いに関して積極的に明示し、教授することが重要であることが示されたと考えができる。

また、「学生の健康観」の特質をみてみると、「健康観」が「生理的健康（生命的視点）」（病気でない心身の状態）と「生活的健康（生活的視点）」（生活を適正に行うことにより培われる力）に偏っており、「生存的健康観（人生的視点）」（環境保全行動を目指す態度）にまで及んでいないことが明らかにされている。これは、こども達に「健康」を教え、こども達の「健康」を維持増進する役割を将来担う学生達の、基本的な「健康」の認識に欠落があることを示していると考えられ、「シラバス」作成においては、この「生存的健康観」の礎となる「地球環境保全」「地球温暖化防止」といった観点を、学生の「健康観」育成の内容として取り組むことが必須であると示されたと考察できる。また、特に自分自身の健康状態を否定的に捉えている学生（自分の「健康感」を悪い状態にあると捉えている学生）の「健康観」の偏りが強いことが示されており、実際の教授においては、学生の「健康観」と「健康感」の関係にも配慮しながら指導を進めることが大切であることも示唆されたと考えられる。

以上の検討より、学生の「健康」に対する意識に関する事項より「シラバス」に反映すべき事柄は、以下の3項目であり、また、授業を充実させ実効性のあるものとするための留意点として2項目を指摘することが出来ると考えられる。

- 1) こども達の「心の育み」に関する内容
- 2) 安全管理、虐待防止に関する内容
- 3) 環境保全行動を含んだ「健康観」の醸成  
(留意点)
  - (1) 項目の目標を明確化し計画立案の重要性を内容に含め具体性を持たせる。
  - (2) 主体であるこども達の状態に注目し、個人差や意欲喚起に配慮する。

### III、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」検討の結果とその反映について

調査した27大学における、教育すべき事項のシラバスへの出現数（表1）をみると、3、遊びの中での十分な体の動き（67）9、自主的な生活のリズムづくり（37）17、危険な場所、危険な遊びを知る（24）の3事項がほとんどすべての大学の「シラバス」に取り上げられている一方、8、個人差に応じた授乳、離乳の進め（0）4、お座り、はいはいなど自分からの動き（1）15、見通しを持って行動する（1）7、

自分で食べることができる（2）の4事項は、ほぼ「シラバス」に取り上げられておらず、項目によってその取り扱いに極端なばらつきがあることが見出された。また、他の項目の出現回数も3～8回程度あることより、大学によって「シラバス」に記載する事項に相当の偏差があることが示された。

対応すべき事項のシラバスへの出現数（表2）をみると、4、健康増進計画・健康診断の立案（34）1、幼稚期の定期的・継続的な健康の把握（32）10、事故防止対策および発生時の対応策（23）8、食育の目標設定・環境整備と計画策定（14）9、施設の環境整備と衛生管理（14）2、疾病・体調不良・傷害への対応（10）の6項目が、多くの大学の「シラバス」に記載されている一方、それ以外の6項目の出現数は5～0といった極めて少ない数となっており、これは教育すべき事項での「シラバス」への出現傾向と類似しており、大学によってその取り扱いに極端なばらつきや偏差があることが見出された。

この傾向は、山津<sup>4)</sup>によって「モデルが示す内容を充分に満たしていると評価出来るシラバスは、極めて少ない。」と指摘されている内容と合致しており、「シラバス」作成における大切な留意点として捉えることが可能であり、保育内容「健康」におけるカリキュラムを規定する「シラバス」の作成においては、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる意識の必要性が示されたものと考えることができる。

一方、その他シラバスに記載された事項の出現数（表3）をみると、1、領域「健康」の解説に関する内容（34）3、乳幼児の健康の現代的課題について（10）5、「健康」の定義等に関する内容（7）6、幼小連携に関する内容（7）といった乳幼児の健康を学ぶ上で必要となる基本的事項や時代的な認識に関する事項が多く挙がっている。また、医学や体育学などの専門分野からの知見により授業内容が提供される、2、乳幼児の体力・運動に関する内容（30）4、身体の構造や発達に関する内容（8）の事項が挙げられおり、教育学や情報学などの専門分野からの知見により授業内容が提供される、7、模擬保育に関する内容（6）8、情報処理機器の活用に関する内容なども事項として挙げられており、専門性により深化したカリキュラムの内容が求められていることが示唆されている。

このように短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」の内容をみると、「シラバス」

に記載しカリキュラムに取り入れるべきであると考えられる追加の事項と留意点を、以下のように整理することが可能である。

- 1) 「健康」に関する基本事項や今日的課題
- 2) 専門学問理論を援用した深化した内容  
(留意点)
  - (1) 「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」の授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる。

## 5. まとめ

「保育内容・健康」の授業を目的に則して効果的に実施するため、具体的な授業カリキュラムを作成する際の礎となる「シラバス」の内容の適正化を行うことを目指し、①「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に記載されている「健康」に関する事項の精査、② 保育内容「健康」受講学生の「健康」に関する意識調査とその分析、③ 他の短期大学における保育内容「健康」に関する科目的「シラバス」内容についての調査および分析を行った結果、以下事柄を「シラバス」に記載することの必要性が見出された。

- I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項
  - 1) 先生や友達との人間関係の醸成
  - 2) 体育あそびの積極的な実施による運動能力育成
  - 3) 食事の能力獲得と適切な習慣化
  - 4) 基本的な生活習慣、生活リズムの獲得
  - 5) 生活環境を適正に整える能力の獲得
  - 6) 安全教育および防災教育による意識涵養
  - 7) 子どもたちの健康管理対策の推進
  - 8) 適正な食事と食育の実施
  - 9) 施設等の適切な環境整備と衛生管理の実施
- 10) 虐待の疑い等への対処の徹底
- 11) 地域と連携した安全管理、防災対策の実施

- II、学生の「健康」に対する意識に関する調査において授業の内容として必要と示された事項および留意点

- 1) 子ども達の「心の育み」に関する内容
- 2) 安全管理、虐待防止に関する内容

- 3) 環境保全行動を含んだ「健康観」の醸成  
(留意点)

- (1) 項目の目標を明確化し計画立案の重要性を内容に含め具体性を持たせる。
- (2) 主体である子ども達の状態に注目し、個人差や意欲喚起に配慮する。

III、他の短期大学における「保育内容・健康」に関する科目的「シラバス」内容の調査により授業の内容として必要と示された事項および留意点

- 1) 「健康」に関する基本事項や今日的課題
- 2) 専門学問理論の援用による深化した事項の内容  
(留意点)
  - (1) 「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」の授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる。

## 6. 引用文献・参考文献

- 1) 山本章雄(2020)「保育内容・健康における教育内容の検討（1）事例研究：健康問題に関する学生の意識について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第1号, pp. 44–54.

- 2) 山本章雄(2021)「保育内容・健康における教育内容の検討（2）事例研究：健康問題における学生の対処意識について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第2号, pp. 24–35.

- 3) 山本章雄(2021)「保育内容・健康における教育内容の検討（3）事例研究：学生の健康観と自己健康評価について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第3号, pp. 5–14.

- 4) 山津幸治司(2021)「幼稚園教員養成課程における領域「健康」の新設科目的開講状況：国立教員養成大学・学部のシラバス分析による結果」佐賀大学教育学部紀要, Vol. 5, No. 1, pp. 155–161.

- 5) 西村美佳 他(2022)「新幼稚園教諭養成課程における保育内容の指導（健康）の授業内容の考察—領域（健

康) の授業内容と連携の視点から-」金城学院大学論集  
人文科学編, 第18巻, 第2号, pp. 216–224.

6) 田中卓也 他(2018)「保育者養成における講義のシラバス分析とその課題に関する考察—保育内容(健康)を中心の一」共栄大学教育学部研究紀要, 第2号, pp1–8.

7) 渡辺雄貴 他(2014)「学習成果に基づく授業設計の視点から見たシラバスの内容分析」大学評価研究, 第13号, pp. 113–122.

8) 宮原道子(2021)「テキストマイニングを用いたシラバス分析の探索的研究」大阪観光大学紀要, 第21号, pp. 95–103.

9) 筑波大学教学マネジメント室(2021)「特集・シラバス再考」F D C O M P A S S, Vol. 2, pp. 1–5.

10) 門内章 他(2006)「教員評価制度を通じたシラバス改善に向けた提言」大学行政研究, 創刊号, pp. 237–248.

11) 加集広希(2008)「キーワードの属性情報を用いたシラバス情報の可視化手法の検討」高知工科大学プロジェクト研究報告書, pp. 1–18.

12) 由谷真之 他(2005)「電子シラバスを用いた大学教養教育のカリキュラム分析」第4回情報科学技術フォーラム冊子, N-007, pp. 315–316.